

村山市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 期日 令和6年8月15日（木） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（16名）

1 番	石川 賢也	10 番	板垣 厚志
2 番	結城 正志	11 番	海老名正度
3 番	阿部 憲一	12 番	奥山 金弥
—	—	13 番	高谷 太
5 番	門脇 忠教	14 番	高橋 昭
6 番	下山 勝宏	15 番	齋藤 伊美子
7 番	川田 雅紀	16 番	石山 公己
8 番	原田 浩明	17 番	笹原 泉
9 番	太田 一男	—	—

（2） 農業委員の欠席者名簿（2名）

4 番	佐藤 善洋	—	—
18 番	青柳 篤	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第42号 村山市農用地利用集積計画について

議第43号 あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について

5. 報 告

報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第25号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉
農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前 10 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(笹原 泉)

本日は、青柳会長が所用のため欠席となりますので、私(笹原 泉会長職務代理)が議長となりますのでよろしくお願いいたします。それでは、第 8 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(笹原 泉)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

8 番 原田 浩明 委員、9 番 太田 一男 委員 を指名します。

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(笹原 泉)

議第 39 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 60 番から 63 番までの 4 件で、所有権の移転が 3 件、賃貸借権の設定が 1 件となります。地目、面積は、畑が計 6,880 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 60 番から 63 番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(8 月 6 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(笹原 泉)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原 泉)

これで議第 39 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、9 番の 1 件で、畑が 206 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 9 番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

尾花沢市に一人暮らししている譲受人が、冬の生活の利便性を考え雪の少ない申請地を購入したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 2 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の残高証明書で確認しております。

この案件について、8 月 6 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(笹原 泉)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

採決：異議なしの声がございますので、9 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原 泉)

これで議第 40 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 41 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、8 月 6 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(笹原 泉)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

採決：異議なしの声がございますので、9 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原 泉)

これで議第 41 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 42 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 344 番から 353 番までの 10 件で、申請内容は、所有権移転が 2 件、利用権設定の新規が 8 件となります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、344 番から 353 番までの所有権移転、利用権設定の新規分について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事

日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(笹原 泉)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原 泉)

これで議第42号は、原案のとおり可決決定されました。

次に、議第43号「あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今回、新たに1件のあっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請がありました。

詳細につきましては、担当者に説明させますのでよろしくをお願いいたします。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、あっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請1件の案件を説明。

議長(笹原 泉)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

14番委員(高橋 昭)

この候補者について、どんな作目をどんな方向に伸ばしていきたいか分かりますか？

1番委員(石川 賢也)

地元の農業委員としてお答えします。特に水田について、集落の西側方面に増やしたい。規模拡大の予定であると聞いています。

14番委員(高橋 昭)

分かりました。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

議長(笹原 泉)

ほかに、ご意見ご質問のある方はお願いいたします

異議なしの声あり。

議長(笹原 泉)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原 泉)

これで議第 43 号は、原案のとおり可決決定されました。
続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(笹原 泉)

報告事項の報第 24 号から報第 25 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 25 号「非農地証明願について」報告事項、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 97、98 番の 2 件です。田が 1,936 m²となります。解約理由は、貸人の都合によるものであります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。集積計画 350、353 番の関連となります。

非農地証明願については、21 番から 24 番までの 4 件で、台帳地目で田 1,834 m²、畑 470 m²の計 2,304 m²です。申請内容は、20 年以上前から耕作不便により農地として利用されず原野化して農地性が失われたものや、法令の理解不足により宅地や雑種地として利用されてきたものなどです。8 月 6 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

以上、報第 24 号から報第 25 号まで、報告いたします。

議長(笹原 泉)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(笹原 泉)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 39 号から第 43 号までの 5 件、報告の報第 24 号から第 25 号までの 2 件について、終了します。

終了 午前 10 時 30 分